

7. 「小山遊園地南側地区」地区計画

●都市計画変更：平成27年4月7日(告示第46号・変更)

●都市計画変更：平成30年4月1日(告示第24号・変更)

名称	小山遊園地南側地区
位置	小山市大字喜沢及び大字稲葉郷の各一部
面積	約3.0ha
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号に掲げるもの 2. 同法同表(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの 3. 同法同表(へ)項第3号及び第5号に掲げるもの 4. 同法同表(と)項第4号に掲げるもの 5. 同法同表(り)項第2号又は第3号に掲げるもの 6. 同法同表(を)項第5号に掲げるもの
建築物の容積率の最高限度	200%
建築物の建ぺい率の最高限度	60%
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。 1. 開放性のある車庫 2. 建築基準法施行令第135条の21に該当する建築物又は建築物の部分で、上記1.以外のもの
建築物の高さの最高限度	1. 建築物の高さは、前面道路の路面の中心から15m以下としなければならない。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの以下としなければならない。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、できるだけ原色を避け、良好な居住環境にふさわしい落ち着いた色調のものとする。

<参考>

<参考：建築物の用途の制限>

(に)2号 工場(政令で定めるものを除く)

3号 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設

4号 ホテル又は旅館

5号 自動車教習所

6号 政令で定める規模の畜舎

(ほ)2号 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

3号 カラオケボックスその他これに類するもの

(へ)3号 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

5号 倉庫業を営む倉庫

(と)4号 量が少ない危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

(り)2号 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの

3号 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの

(を)5号 学校

